

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令（案）新旧対照条文目次

○ 税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）（第一条関係）……………1

○ 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第二条関係）……………3

○ 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）（第三条関係）……………7

○ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成二十六年財務省令第九十五号）（第四条関係）……………8

○ 税関職員の身分を示す証券等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>税関職員^{（傍線）}の身分を示す証券等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）</p>	<p>税関職員^{（傍線）}の身分を示す証券等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）</p>
<p>税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百五条第三項若しくは第二百二十六条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二十条第二項、^{（傍線）} 家用自動車^{（傍線）}の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百号）第九条第二項、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十二条第二項、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二条第三項、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項、国際連合安全保障理事会決議第八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項又は経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第一百十二号）第七条第三項の身分を示す証券又は証明</p>	<p>税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百五条第三項若しくは第二百二十六条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二十条第二項、^{（傍線）} 家用自動車^{（傍線）}の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百号）第九条第二項、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十二条第二項、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二条第三項、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項、国際連合安全保障理事会決議第八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項又は経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第一百</p>

書の書式は、次のとおりとする。

(省略)

二号) 第五条第三項の身分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。

同上

○ 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

（配合飼料の指定）

第一条 関税率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条（飼料の規格）の規定は、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。）第一条（配合飼料の指定）、第三十二条第二項第二号（軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定）及び第四十五条第二項（児童福祉施設等の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。

（輸入数量の換算）

第七条 令第十四条第一項及び第三項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物 品	品 目	換 算 率
（省 略）	（省 略）	（省 略）

現 行

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

（配合飼料の指定）

第一条 関税率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条（飼料の規格）の規定は、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。）第一条（配合飼料の指定）及び令第四十五条第二項（児童福祉施設等の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。

（輸入数量の換算）

第七条 令第十四条第一項及び第二項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物 品	品 目	換 算 率
同 上	同 上	同 上

(生きている豚の輸入数量の換算)

第七条の三 令第十八条第一項(豚肉等の輸入数量等の算出方法)(同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。及び令第十八条第四項に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、生きている豚に係る数量を一頭につき五十四キログラムとして換算して得た数量とする。

(飼料の規格)

第十一条 令第三十三条の二(飼料の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。

一 関税率法施行規則第二条第一項各号(飼料の規格)に掲げる条件を備えたものであること。

二 原料品のうち関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(法第九条の二第一項(経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品(同条第一項の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)については、ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱した

ものとして使用されたものであること。

2 令第三十三条の二に規定する単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものは、次に掲げる原料品の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品 ひき砕いたもの(小麦(政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十二条(麦等の輸入を目的とす

(生きている豚の輸入数量の換算)

第七条の三 令第十九条第一項(豚肉等の輸入数量等の算出方法)において準用する令第十四条第一項(輸入数量の算出方法)及び令第十九条第二項に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、生きている豚に係る数量を一頭につき五十四キログラムとして換算して得た数量とする。

(飼料の規格)

第十一条 同上

一 同上

二 原料品のうち関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(法第九条の二第一項(オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品(同条第一項の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)については、ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱した

2 同上

一 同上

る買入れ及び当該麦の売渡し)の規定により輸入するものであつて飼料の製造に使用するもの、同法第四十三条(輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるものであつて飼料の製造に使用するもの並びに法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。)から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の三十パーセント以上のもの(以下この号において「ふすまを加えたもの」という。)に限る。)、ひき割りしたもの(ふすまを加えたものに限る。)、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

二 関稅定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品 ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

二 同 上

(木材の指定)

第十二条 令別表第一第三十二項から第三十四項までに規定する財務省令で定めるものは、アビユラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニンググレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボツセクレイア、ボツセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボテイ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシポ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンデイオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビ

リ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリツサンドルグアテマラ、パリツサンドルパラ、パリツサンドルリオ、パリツサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフイム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトトラワン、ホワイトメラランチ、ホワイトセラヤ及びイーローメラランチとする。

○ 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案				現 行	
五〇 ～ 四一	(省 略)	の五 四〇 の四	の四 四〇 の三	の三 四〇 ～ 一	(省 略)	の三 四〇 ～ 一	同上
		規 定				規 定	
		法 令				法 令	
		規 定				規 定	

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）

別表第一（第三条・第四条関係）

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）

別表第一（第三条・第四条関係）

○ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証の明書の様式を定める省令（平成二十六年財務省令第九十五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証の様式を定める省令（平成二十六年財務省令第九十五号）

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成二十六年財務省令第九十五号）

経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第七條第一項に規定する検査（同法第九條第一項の規定により財務大臣の権限を税関長に委任する場合を除く。）の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書は、別紙様式による。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五條第一項に規定する検査（同法第七條第一項の規定により財務大臣の権限を税関長に委任する場合を除く。）の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書は、別紙様式による。

別紙様式

表 面

第 号

身 分 証 明 書

官 職 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

上記の者は、経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第七條第一項の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年 月 日

財務省関税局長 印

裏 面

写 真

印 又は 刻印

1. 本証は検査の際に必ず携帯すること。
2. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3. 本証を紛失し、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
4. 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
5. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考） 用紙は、日本工業規格B8、64×91mmとする。

別紙様式

表 面

第 号

身 分 証 明 書

官 職 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

上記の者は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五條第一項の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年 月 日

財務省関税局長 印

裏 面

写 真

印 又は 刻印

1. 本証は検査の際に必ず携帯すること。
2. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3. 本証を紛失し、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
4. 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
5. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考） 用紙は、日本工業規格B8、64×91mmとする。